

東浦町水防計画（案）

新 旧 対 照 表

章	現行（平成 30 年 2 月修正）	改正案	改正理由等
6	第 6 章 水防に関連する予報・警報 第 1 節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は「警報・注意報発表基準表」の基準に達すると予想される場合に、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。 （1）大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （2）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 （3）洪水注意報	第 6 章 水防に関連する予報・警報 第 1 節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は「警報・注意報発表基準表」の基準に達すると予想される場合に、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。 （1）大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （2）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 （3）洪水注意報	県計画にあわせて修正

	<u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> (4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 (6) 洪水警報 <u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の<u>異常な</u>上昇が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> (4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 (6) 洪水警報 <u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に<u>異常である</u>ため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。	県計画にあわせて修正
--	--	--	-------------------

	表される。 (9) 気象情報 ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 イ 「記録的短時間大雨情報」 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。 発表基準は、1 時間雨量 100mm である。 ウ 「土砂災害警戒情報」 <u>愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと（＊）に発表される。</u> 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が	(9) 気象情報 ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 イ 「記録的短時間大雨情報」 <u>愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険分布で確認することができる。</u> 発表基準は、1 時間雨量 100mm である。 ウ 「土砂災害警戒情報」 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場	県計画 にあわ せて修 正
--	---	---	----------------------------------

	発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 (*) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割(愛知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。 エ 「竜巻注意情報」 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 オ 「天候情報」 平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある	<u>所を確認することができる。</u> 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 (注) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割(愛知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。 エ 「竜巻注意情報」 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から<u>約</u>1時間である。 オ 「天候情報」 平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある	県計画にあわせて修正
--	--	---	-------------------

等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。 (略) ・ 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。 (略) (別表 1) 大雨警報基準 <table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町村等</td><td>表面雨量指数基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td rowspan="6">知多地域</td><td>半田市</td><td>20</td><td>165</td></tr><tr><td>常滑市</td><td>18</td><td>129</td></tr><tr><td>東海市</td><td>22</td><td>138</td></tr><tr><td>大府市</td><td>22</td><td>138</td></tr><tr><td>知多市</td><td>20</td><td>130</td></tr><tr><td>阿久比町</td><td>25</td><td>171</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	知多地域	半田市	20	165	常滑市	18	129	東海市	22	138	大府市	22	138	知多市	20	130	阿久比町	25	171	等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。 (略) ・ 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 (略) (別表 1) 大雨警報基準 <table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町村等</td><td>表面雨量指数雨量基準</td><td>土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td rowspan="6">知多地域</td><td>半田市</td><td>20</td><td>171</td></tr><tr><td>常滑市</td><td>18</td><td>129</td></tr><tr><td>東海市</td><td>22</td><td>138</td></tr><tr><td>大府市</td><td>22</td><td>138</td></tr><tr><td>知多市</td><td>20</td><td>130</td></tr><tr><td>阿久比町</td><td>25</td><td>171</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数雨量基準	土壌雨量指数基準	知多地域	半田市	20	171	常滑市	18	129	東海市	22	138	大府市	22	138	知多市	20	130	阿久比町	25	171	県計画にあわせて修正
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																													
知多地域	半田市	20	165																																													
	常滑市	18	129																																													
	東海市	22	138																																													
	大府市	22	138																																													
	知多市	20	130																																													
	阿久比町	25	171																																													
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数雨量基準	土壌雨量指数基準																																													
知多地域	半田市	20	171																																													
	常滑市	18	129																																													
	東海市	22	138																																													
	大府市	22	138																																													
	知多市	20	130																																													
	阿久比町	25	171																																													

	東浦町	22			177
	南知多町	21			138
	美浜町	19			147
	武豊町	19			160
(別表 2) 洪水警報基準					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
知多地域	半田市	阿久比川流域＝18.8, 神戸川流域＝10	阿久比川流域＝(12, 7.8), 神戸川流域＝(12, 9.3)	—	
	常滑市	稲早川流域＝7.2, 矢田川流域＝12.4, 前山川流域＝8.4	稲早川流域＝(11, 6.4), 矢田川流域＝(11, 8.7), 前山川流域＝(11, 8.4)	—	

	東浦町	22			177
	南知多町	21			138
	美浜町	19			147
	武豊町	19			160
(別表 2) 洪水警報基準					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
知多地域	半田市	阿久比川流域＝18.8, 神戸川流域＝10	阿久比川流域＝(12, 7.8), 神戸川流域＝(12, 9.3)	—	
	常滑市	稲早川流域＝7.2, 矢田川流域＝12.4, 前山川流域＝8.4	稲早川流域＝(11, 6.4), 矢田川流域＝(11, 8.7), 前山川流域＝(11, 8.4)	—	

県計画にあわせて修正

県計画にあわせて修正

		東海 市	大田川流域＝ 10.2	大田川流域 ＝(10, 9.1)	愛知県天白 川水系 天白川〔天 白川〕		東海 市	大田川流域＝ 10.2	大田川流域 ＝(10, 9.1)	愛知県天白 川水系 天白川〔天 白川〕	県計画 にあわ せて修 正
		大府 市	五ヶ村川流域 ＝9.3, <u>五ヶ瀬川(鞍流 瀬川)</u> 流域＝12.6, 皆瀬川流域＝ 10.2, 石ヶ瀬川流域 ＝7.2	五ヶ村川流域 ＝(12, 9.1), <u>五ヶ瀬川(鞍流 瀬川)</u> 流域＝ (12, 11.3), 皆瀬川流域 ＝(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域 ＝(12, 6.4)	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔泉田・ 一ツ木逢妻 川〕		大府 市	五ヶ村川流域＝ 9.3, <u>鞍流瀬川流域＝</u> 12.6, 皆瀬川流域＝ 10.2, 石ヶ瀬川流域＝ 7.2	五ヶ村川流域 ＝(12, 9.1), <u>鞍流瀬川流域</u> ＝(12, 11.3), 皆瀬川流域 ＝(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域 ＝(12, 6.4)	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔泉田・ 一ツ木逢妻 川〕	
		知多 市	信濃川流域 ＝7.4	信濃川流域 ＝(12, 6.6)	—		知多 市	信濃川流域＝ 7.4	信濃川流域 ＝(12, 6.6)	—	
		阿久 比町	阿久比川流域 ＝10.5	阿久比川流域 ＝(12, 9.5)	—		阿久 比町	阿久比川流域＝ 10.5	阿久比川流域 ＝(12, 9.5)	—	

		東浦町	五ヶ村川流域＝21, 明德寺川流域＝8.8, 石ヶ瀬川流域＝13.4	五ヶ村川流域＝(12, 17.9), 石ヶ瀬川流域＝(12, 12)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・一ツ木逢妻川〕			東浦町	五ヶ村川流域＝21, 明德寺川流域＝8.8, 石ヶ瀬川流域＝13.4	五ヶ村川流域＝(12, 17.9), 石ヶ瀬川流域＝(12, 12)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・一ツ木逢妻川〕
		南知多町	内海川流域＝12	—	—			南知多町	内海川流域＝12	—	—
		美浜町	稲早川流域＝9.8	—	—			美浜町	稲早川流域＝9.8	—	—
		武豊町	堀川流域＝10.1	堀川流域＝(12, 9.4)	—			武豊町	堀川流域＝10.1	堀川流域＝(12, 9.4)	—
	(別表 3) 大雨注意報基準						(別表 3) 大雨注意報基準				
	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準		土壌雨量指数基準		市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準		土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	16	<u>117</u>	知多地域	半田市	16	<u>121</u>				
	常滑市	14	91		常滑市	14	91				
	東海市	10	97		東海市	10	97				

県計画にあわせて修正

	大府市	16	97		
	知多市	15	92		
	阿久比町	15	121		
	東浦町	16	125		
	南知多町	13	97		
	美浜町	15	104		
	武豊町	15	113		
	(別表４) 洪水注意報基準				
	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	知多地域	半田市	阿久比川流域＝15, 神戸川流域＝8	阿久比川流域＝(8 , 13.2), 神戸川流域＝	—

	大府市	16	97		
	知多市	15	92		
	阿久比町	15	121		
	東浦町	16	125		
	南知多町	13	97		
	美浜町	15	104		
	武豊町	15	113		
	(別表４) 洪水注意報基準				
	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	知多地域	半田市	阿久比川流域＝15, 神戸川流域＝8	阿久比川流域＝(8 , 13.2), 神戸川流域＝	—

県計画にあわせて修正

				(8 , 7 . 1)						(8 , 7 . 1)		
			常滑市	稲早川流域＝ 5. 7, 矢田川流域＝ 9. 9, 前山川流域＝ 6. 7	稲早川流域 ＝(11, 4. 6), 矢田川流域 ＝(7 , 7. 8), 前山川流域 ＝ (7 , 6. 7)	—			常滑市	稲早川流域 ＝5. 7, 矢田川流域 ＝9. 9, 前山川流域 ＝6. 7	稲早川流域 ＝(11, 4. 6), 矢田川流域 ＝(7 , 7. 8), 前山川流域 ＝ (7 , 6. 7)	—
			東海市	大田川流域＝ 8. 1	大田川流域 ＝(6 , 8. 1)	愛知県天白 川水系 天白川〔天白 川〕			東海市	大田川流域 ＝8. 1	大田川流域 ＝(6 , 8. 1)	愛知県天白 川水系 天白川〔天白 川〕
			大府市	五ヶ村川流域＝ 7. 4, <u>石ヶ瀬川(鞍流 瀬川)流域＝</u> 10, 皆瀬川流域＝ 8. 1, 石ヶ瀬川流域 ＝5. 7	五ヶ村川流域 ＝(8 , 7. 4), <u>石ヶ瀬川(鞍 流瀬川)流域</u> ＝(8 , 10), 皆瀬川流域 ＝(8 , 8. 1), 石ヶ瀬川流域 ＝(8 , 5. 7) 境川流域 ＝(13, 17. 3)	愛知県境川 水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕			大府市	五ヶ村川流域 ＝7. 4, <u>鞍流瀬川流域</u> ＝10, 皆瀬川流域＝ 8. 1, 石ヶ瀬川流域 ＝5. 7	五ヶ村川流域 ＝(8 , 7. 4), <u>鞍流瀬川流域</u> ＝(8 , 10), 皆瀬川流域 ＝(8 , 8. 1), 石ヶ瀬川流域 ＝(8 , 5. 7) 境川流域 ＝(13, 17. 3)	愛知県境川 水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕
			知多市	信濃川流域＝ 5. 9	信濃川流域 ＝(7 , 5. 9)	—			知多市	信濃川流域 ＝5. 9	信濃川流域 ＝(7 , 5. 9)	—

県計画
にあわ
せて修
正

	阿久比町	阿久比川流域 ＝8.4	阿久比川流域 ＝（7,8.4）	—	
	東浦町	五ヶ村川流域＝ 14.7, 明德寺川流域＝ 7, 石ヶ瀬川流域＝ 10.6	五ヶ村川流域 ＝（8,14.7）, 明德寺川流域 ＝（8,7）, 石ヶ瀬川流域 ＝（8,10.6）	愛知県境川 水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕	
	南知多町	内海川流域＝ 8.4	—	—	
	美浜町	稲早川流域＝ 7.8	稲早川流域 ＝（7,7.8）	—	
	武豊町	堀川流域＝ 8.1	堀川流域 ＝（7,7.1）	—	
	(略)				
2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）					
<u>東浦町が属する伊勢・三河湾津波予報区に対しては、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報、津波情報が発表される。</u>					
(略)					
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等 を見聞きした 場合に取り るべき行動
			数値 での 発表	定性的 表現で の発表	

	阿久比町	阿久比川流域 ＝8.4	阿久比川流域 ＝（7,8.4）	—	
	東浦町	五ヶ村川流域＝ 14.7, 明德寺川流域＝ 7, 石ヶ瀬川流域＝ 10.6	五ヶ村川流域 ＝（8,14.7）, 明德寺川流域 ＝（8,7）, 石ヶ瀬川流域 ＝（8,10.6）	愛知県境川 水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕	
	南知多町	内海川流域＝ 8.4	—	—	
	美浜町	稲早川流域＝ 7.8	稲早川流域 ＝（7,7.8）	—	
	武豊町	堀川流域＝ 8.1	堀川流域 ＝（7,7.1）	—	
	(略)				
2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）					
<u>地震発生後、津波による災害発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等</u> が発表される。					
(略)					
津波警報・注意報の種類					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予 想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等 を見聞きした 場合に取り るべき行動
			数値 での 発表	定性的 表現で の発表	

		大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m 3m<高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	

		大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m 3m<高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	

		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{ m}$	1 m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
		(略)					
		最大波の観測値の発表内容					
		発表中の津波警報等	津波の基準	発表内容			
		大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表			

		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{ m}$	1 m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
		(略)					
		沿岸で観測された津波の最大波の発表内容					
		発表中の津波警報等	津波の基準	発表内容			
		大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表			

	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表			観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表	
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表			観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表	
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表			観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表	
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)			津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
(略)							
最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)							
発表中の津波警報等	津波の基準	発表内容			発表中の津波警報等	津波の基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表				沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表					

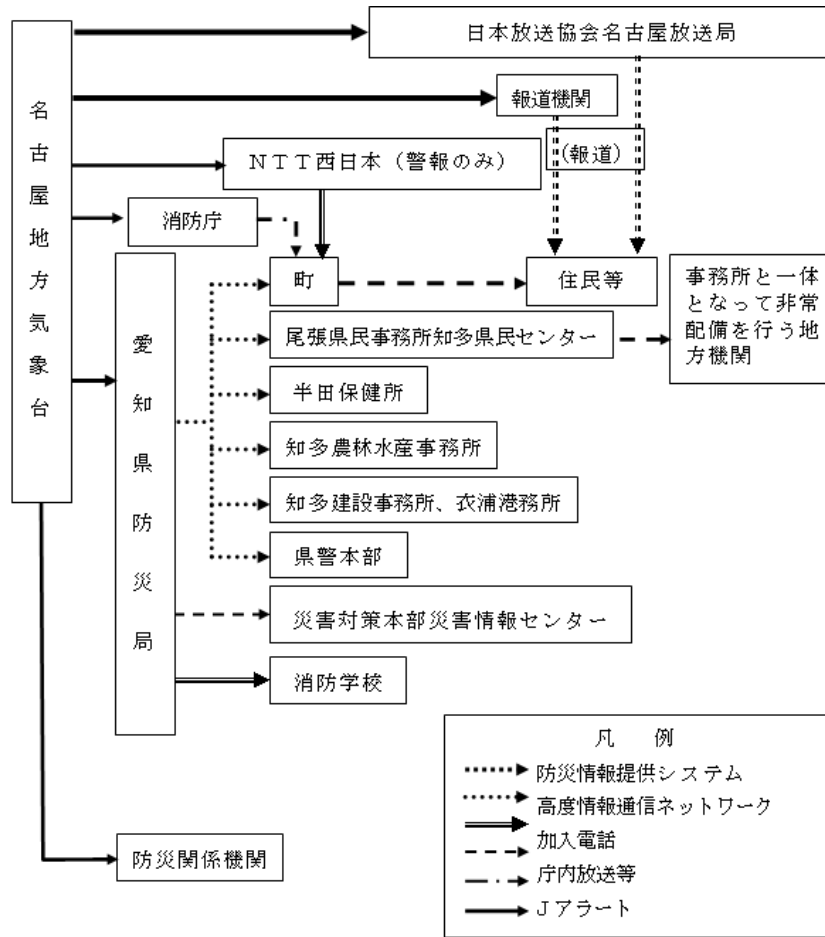
		沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
(略)			
津波予報の種類と発表内容			
		発表基準	発表内容
津波予報		津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
		0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

		沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
(略)			
津波予報の種類と発表内容			
		発表基準	発表内容
津波予報		津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>地震情報に含めて発表</u>
		0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(略)

第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

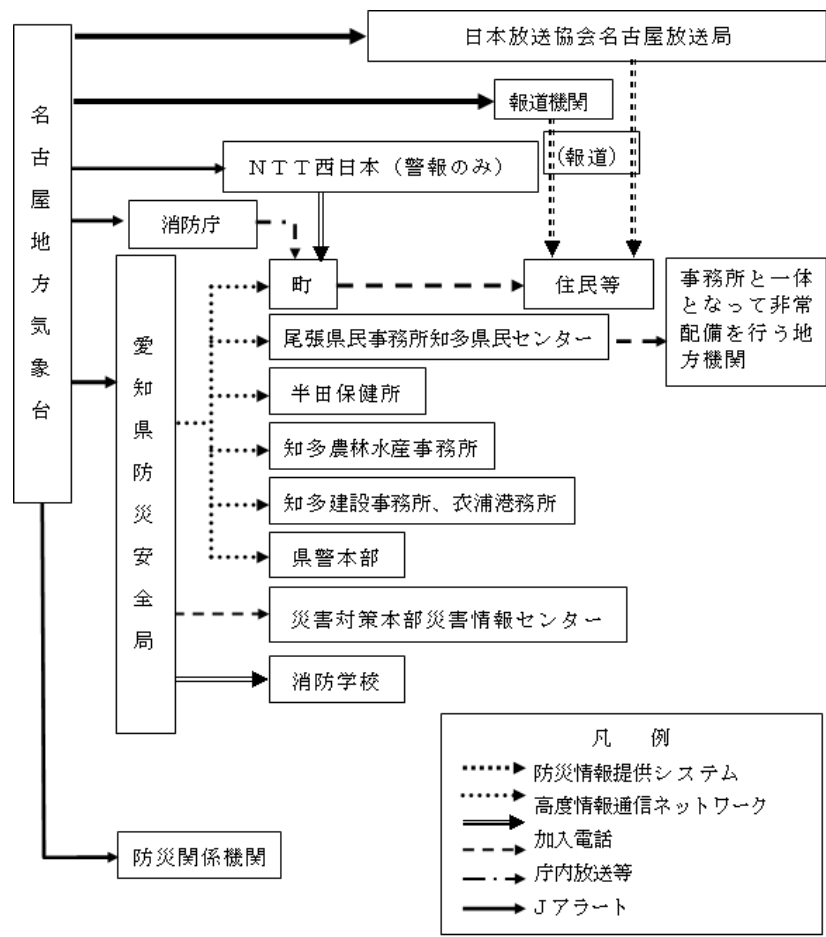
1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図



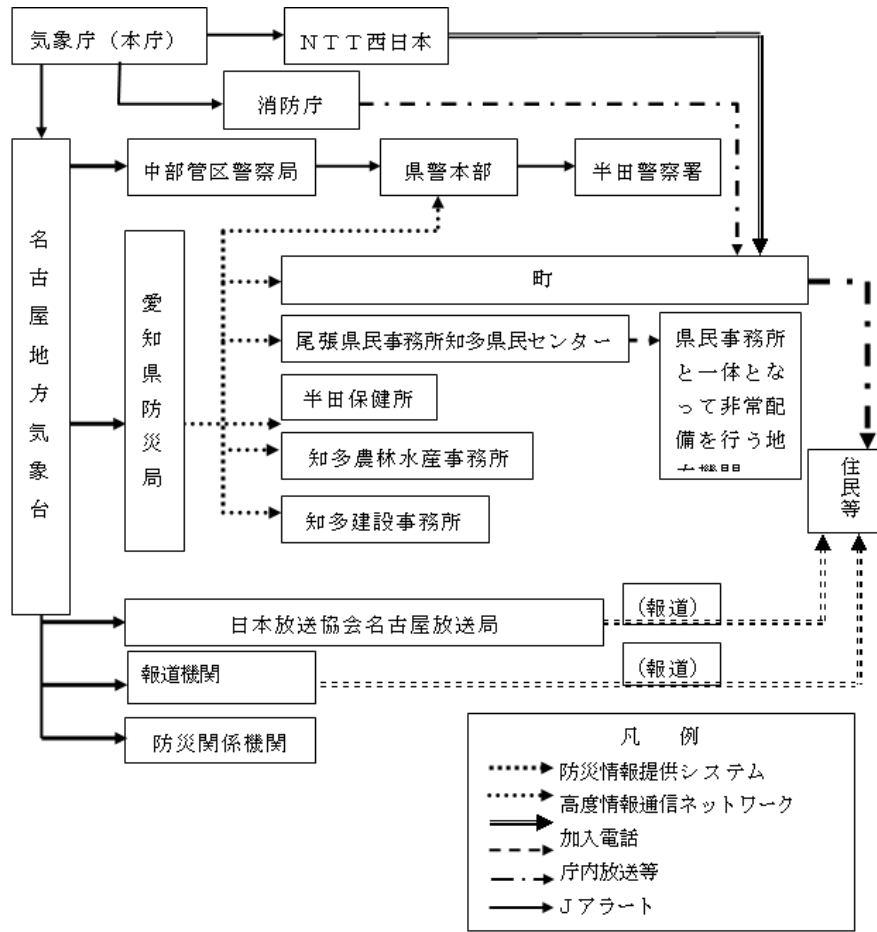
(略)

第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図

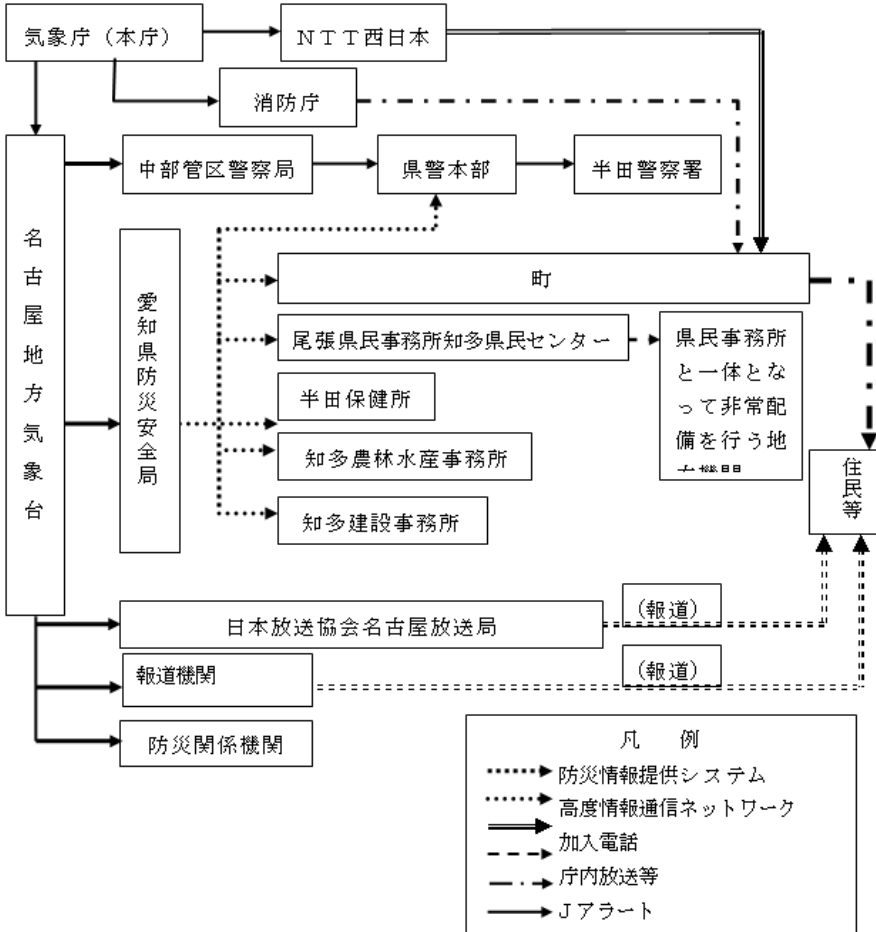


2 津波警報等の伝達系統図



(略)

2 津波警報等の伝達系統図



(略)

7

第 1 節 水防警報									第 1 節 水防警報								
(2) 知事が水防警報を行う河川									(2) 知事が水防警報を行う河川								
河川 名	観測 所名	所在地 (位置)	水防団 待機水 位 (通報水 位)	氾濫 注意水 位 (警戒水 位)	出動 水位	氾濫 危険水 位	堤防高 上：左 岸 下：右 岸	発表 者 (量 水 標 管理者)	河川 名	観測 所名	所在地 (位置)	水防団 待機水 位 (通報水 位)	氾濫 注意水 位 (警戒水 位)	出動 水位	氾濫 危険水 位	堤防高 上：左 岸 下：右 岸	発表 者 (量 水 標 管理者)
境川	泉田	刈谷市泉 田町 (左岸河口 から 7.33 km)	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.35	T.P. <u>6.00</u>	T.P. 8.30 8.30	知立 建設 事務 所長	境川	泉田	刈谷市泉 田町 (左岸河口 から 7.33 km)	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.35	T.P. <u>5.20</u>	T.P. 8.30 8.30	知立 建設 事務 所長
逢妻 川	一ツ 木 逢妻 川	刈谷市一ツ 木町 (左岸河口 から 8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90 5.90		逢妻 川	一ツ 木 逢妻 川	刈谷市一ツ 木町 (左岸河口 から 8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90 5.90	
(略)									(略)								

	4 伝達系統 (1) 境川及び逢妻川 知立建設事務所 名古屋地方気象台 <u>愛知県防災局災害対策課</u> <u>愛知県建設部河川課</u> 尾張県民事務所 尾張県民事務所知多県民センター 知多建設事務所 町 関係消防機関 (2) 愛知県沿岸 知多建設事務所 名古屋地方気象台 <u>愛知県防災局災害対策課</u> <u>愛知県建設部河川課</u> 尾張県民事務所 尾張県民事務所知多県民センター 町 関係消防機関	4 伝達系統 (1) 境川及び逢妻川 知立建設事務所 名古屋地方気象台 <u>愛知県防災安全局防災部災害対策課</u> <u>愛知県建設局河川課</u> 尾張県民事務所 尾張県民事務所知多県民センター 知多建設事務所 町 関係消防機関 (2) 愛知県沿岸 知多建設事務所 名古屋地方気象台 <u>愛知県防災安全局防災部災害対策課</u> <u>愛知県建設局河川課</u> 尾張県民事務所 尾張県民事務所知多県民センター 町 関係消防機関	
--	---	---	--

(3) 津波水防警報

愛知県建設部
河川課



名古屋地方気象台
愛知県防災局災害対策課
尾張県民事務所
尾張県民事務所知多県民センター
知多建設事務所
知立建設事務所
町
関係消防機関

凡 例

.....▶ 高度情報通信ネットワーク

(略)

(3) 津波水防警報

愛知県建設局
河川課



名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
尾張県民事務所
尾張県民事務所知多県民センター
知多建設事務所
知立建設事務所
町
関係消防機関

凡 例

.....▶ 高度情報通信ネットワーク

(略)

第2節 洪水予報

(略)

1 知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区 域	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
境川	左右岸 井堰川合流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町 西 中 浜 5-2 (河口から 7.33 km)	T. P. 3.10	T. P. 3.85	T. P. <u>5.45</u>	T. P. <u>6.00</u>
逢妻川	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田 60-1 (河口から 8.45 km)	T. P. 2.70	T. P. 3.35	T. P. 4.00	T. P. 4.80

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき

第2節 洪水予報

(略)

1 知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区 域	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
境川	左右岸 井堰川合流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町 西 中 浜 5-2 (河口から 7.33 km)	T. P. 3.10	T. P. 3.85	T. P. <u>4.65</u>	T. P. <u>5.20</u>
逢妻川	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田 60-1 (河口から 8.45 km)	T. P. 2.70	T. P. 3.35	T. P. 4.00	T. P. 4.80

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	【警戒レベル 5 相当情報(洪水)】	

		「 氾 濫 警 戒 情 報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）		警報」	「 氾 濫 危 険 情 報」 【警戒レベル 4 相当情報(洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	
		「 氾 濫 警 戒 情 報」 【警戒レベル 3 相当情報(洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）					
	「 洪 水 注 意 報 (発表)」 又は 「 洪 水 注 意 報」	「 氾 濫 注 意 情 報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき		「 洪 水 注 意 報 (発表)」 又は 「 洪 水 注 意 報」	「 氾 濫 注 意 情 報」 【警戒レベル 2 相当情報(洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき	

10

「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

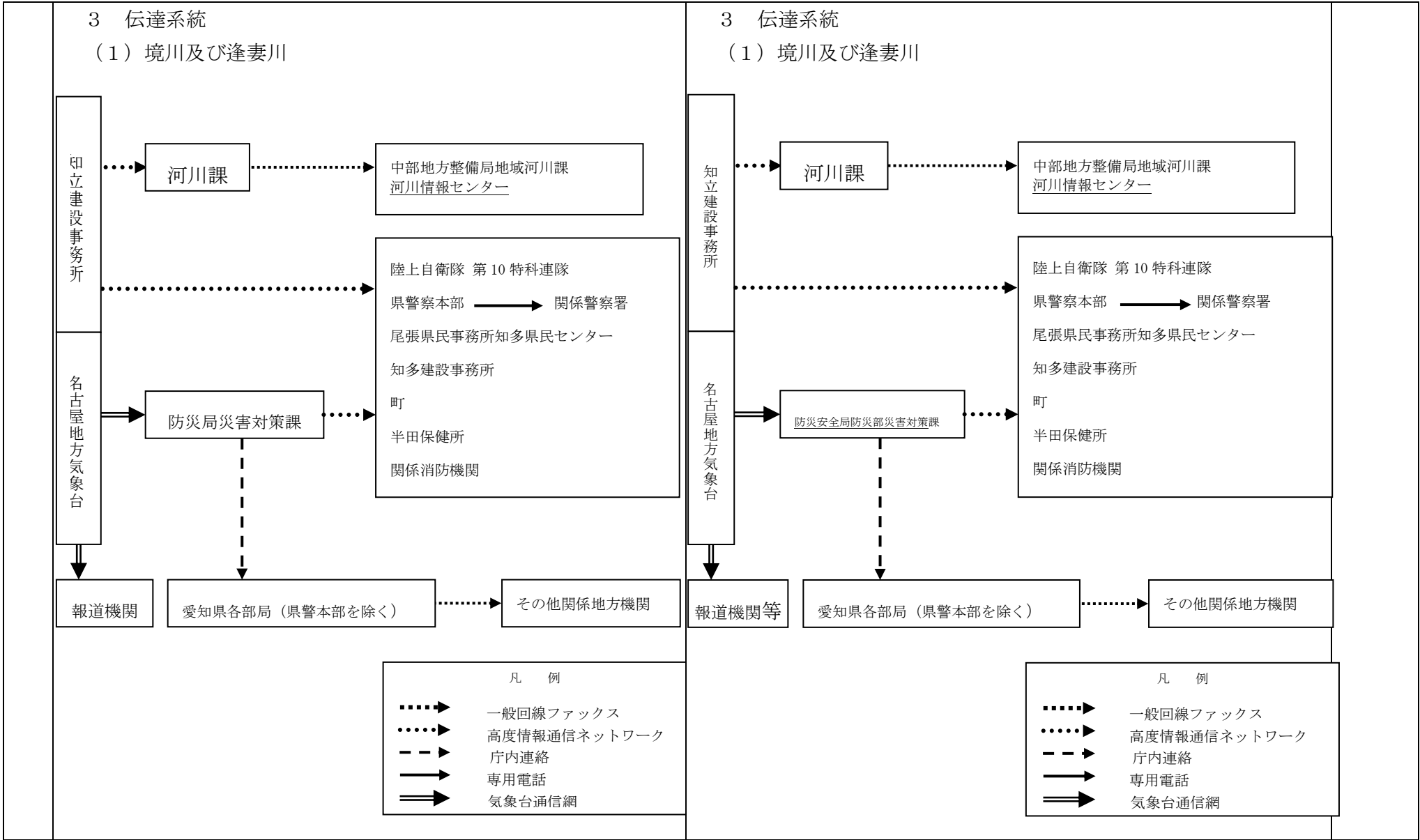
注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川、境川、逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注 2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川、境川、逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注 2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。



10	2 公用負担 (1) 公用負担権限 水防のため必要あるときは、水防管理者又は消防団長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。 ア 必要な土地の一時使用 イ 土石、竹木、その他の資材の使用 <u>ウ 土石、竹木、その他の資材の収用</u> <u>エ 車両、その他の運搬用機器の使用</u> オ 工作物その他の障害物の処分	2 公用負担 (1) 公用負担権限 水防のため必要あるときは、水防管理者又は消防団長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、<u>次のアからエ(イにおける収用を除く)の権限を行使することができる。</u> ア 必要な土地の一時使用 イ 土石、竹木、その他の資材の使用<u>若しくは収用</u> <u>ウ 車両、その他の運搬用機器の使用</u> <u>エ 排水用機器の使用</u> オ 工作物その他の障害物の処分	
----	--	---	--

附属資料																		附属資料																							
2 水防資材																		2 水防資材																							
自主防 災 組織名 品 名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区自主防災会	森岡台自主防災会	緒川地区自主防災会	緒川西部地区自主防災会	新田自主防災会	東浦葵ノ荘団地自主防災会	東ヶ丘自治会自主防災会	石浜東地区自主防災会	石浜中自主防災会	東浦県営住宅自治会防災会	衣浦台自主防災会	平池台自主防災会	午池自治会自主防災会	南ヶ丘自主防災会	生路地区自主防災会	藤江地区自主防災会	計	自主防 災 組織名 品 名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区自主防災会	森岡台自主防災会	緒川地区自主防災会	緒川西部地区自主防災会	新田自主防災会	東浦葵ノ荘団地自主防災会	東ヶ丘自治会自主防災会	石浜東地区自主防災会	石浜中自主防災会	東浦県営住宅自治会防災会	衣浦台自主防災会	平池台自主防災会	午池自治会自主防災会	南ヶ丘自主防災会	生路地区自主防災会	藤江地区自主防災会	計				
	倉庫数	18	2	2	1	1	1	2	3	1	3	1	1	1	1	1	3			1	43	倉庫数	18	2	2	1	1	1	2	3	1	3	1	1	1	3		1	43		
	土のう (袋)	2600	400	200	1300	400	800	400	300	400	500	400	100	400	800	200	300			600	10100	土のう (袋)	2600	400	200	1300	400	800	400	300	400	300	400	800	400	300		400	9900		
	ロープ (本)	49	18	23	43	6	18	4	13	26	12	23	6	5	3	4	15			25	293	ロープ (本)	49	18	23	43	6	18	4	13	26	12	23	6	6	3		3	15	25	293
	ビニ－ シート (枚)	4037	50	35	50	50	50	29	30	70	35	38	20	30	20		48			45	4637	ビニ－ シート (枚)	4037	50	35	50	50	50	29	30	70	35	38	20	40	20		20	38	59	4671
	鉄線 (kg)	15	1				1													3	20	鉄線 (kg)	15	1				1										3	20		
資料：防災交通課 (H29. 2. 14 現在)																		資料：防災交通課 (H31. 4. 1 現在)																							

3 水防器材																			3 水防器材																			
自主防災組織名 品名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区自主防災会	森岡台自主防災会	緒川地区自主防災会	緒川西部地区自主防災会	新田自主防災会	東浦葵ノ荘団地自主防災会	東ヶ丘自治会自主防災会	石浜東地区自主防災会	石浜中自主防災会	東浦県営住宅自治会防災会	衣浦台自主防災会	平池台自主防災会	午池自治会自主防災会	南ヶ丘自主防災会	生路地区自主防災会	藤江地区自主防災会	計	自主防災組織名 品名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区自主防災会	森岡台自主防災会	緒川地区自主防災会	緒川西部地区自主防災会	新田自主防災会	東浦葵ノ荘団地自主防災会	東ヶ丘自治会自主防災会	石浜東地区自主防災会	石浜中自主防災会	東浦県営住宅自治会防災会	衣浦台自主防災会	平池台自主防災会	午池自治会自主防災会	南ヶ丘自主防災会	生路地区自主防災会	藤江地区自主防災会	計	
	5																	5		5																	5	
	10	6	2	3	2	3	2	3	5	3	3	2	1	1	1	2	1	50		10	5	2	3	2	3	2	3	5	3	3	2	1	1	1	2	2	50	
	34	19	10	22	10	11	2	12	18	10	8	2	2	2	2	13	10	187		34	6	10	22	10	11	2	12	18	10	8	2	2	2	13	13	175		
	84	10	14	20	10	10	11	15	17	14	15	2	7	5	10	11	18	273		84	5	14	20	10	10	11	15	17	14	15	2	7	5	10	16	19	274	
	21	5	4	10	4	4	1	6	8	5	4	1	1	1	2	6	8	91		21	5	4	10	4	4	1	6	8	5	4	1	1	1	2	5	8	90	
	7	2		4		4				2								19		7	5		4		4				2								22	
	3	1	1	1	1	1	2				1	1	1	1			1	15		3	1	1	1	1		1				1	1	2	1				13	
	9	5	2	10	6	4	2	6	6	2	4	1	1	1	1	1	6	8		74	9	5	2	10	6	4	2	6	6	2	4	1	1	1	1	6	8	74

	ハンマ ー(丁)	10	1	1	1	1	3	1				1	1				<u>1</u>	1	22
	クリッパ ー(丁)	3	1		1	1				4	1		1	2			3		17
	照明具 (台)	26	3	2	4	2	2	1	1	5	<u>15</u>	1	1	<u>2</u>		<u>2</u>	<u>4</u>	2	<u>73</u>
	発電機 (台)	5	<u>3</u>	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	<u>23</u>
資料：防災交通課（ <u>H29. 2. 14 現在</u> ）																			
4 無線通信施設																			
愛知県防災行政無線局（固定局）	東浦町防災行政無線局（移動系）				東浦町防災行政無線局（（同報系）														
	基地局（専用波、広域波・10w）	陸上移動局（車載兼携帯型・10w）	陸上移動局（携帯型・（5w）	陸上移動局（携帯型・（5w）	固定局（5w）	屋外拡声子局（1w、0.1w）	戸別受信局												
	1局	1局	8局	<u>35局</u>	<u>17局</u>	1局	1 2局	<u>7,804台</u>											
資料：防災交通課（ <u>H29. 2. 14 現在</u> ）																			
(略)																			

	ハンマ ー(丁)	10	1	1	1	1	3	1				1	1				<u>1</u>		1	22
	クリッパ ー(丁)	3	1		1	1				4	1		1	2			3		17	
	照明具 (台)	26	3	2	4	2	2	1	1	5	<u>2</u>	1	1	<u>1</u>		<u>4</u>	<u>3</u>	2	<u>60</u>	
	発電機 (台)	5	<u>1</u>	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	<u>21</u>	
資料：防災交通課（ <u>H31. 4. 1 現在</u> ）																				
4 無線通信施設																				
愛知県防災行政無線局（固定局）	東浦町防災行政無線局（移動系）				東浦町防災行政無線局（（同報系）															
	基地局（専用波、広域波・10w）	陸上移動局（車載兼携帯型・10w）	陸上移動局（携帯型・（5w）	陸上移動局（携帯型・（5w）	固定局（5w）	屋外拡声子局（1w、0.1w）	戸別受信局													
	1局	1局	8局	<u>37局</u>	<u>21局</u>	1局	1 2局	<u>7,630台</u>												
資料：防災交通課（ <u>H31. 4. 1 現在</u> ）																				
(略)																				

6 防災重点ため池

決壊した場合に人家や公共施設などに甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池

池 名	所 在 地	貯 水 量 千m ³
大池	東浦町大字森岡字飯喰場 100-1	28.7
杉之内池	東浦町大字森岡字杉ノ内 15-1	<u>1.0</u>
上申ヶ池	東浦町大字森岡字下申間 10-1	15.2
下申ヶ池	東浦町大字森岡字下申間 11-1	14.0
二ツ池	東浦町大字森岡字二ツ池 37	5.8
馬池	東浦町大字緒川字実盛山 45-1	<u>17.9</u>
緒川新池	東浦町大字緒川字大草 34	64.4
下鰻池	東浦町大字緒川字鰻池 1-1	17.3
明覚池	東浦町大字緒川字鈴栗 1 区 2	47.8
明治池	東浦町大字緒川字明治 111-1	18.3
本坪池	東浦町大字緒川字東本坪 1-1	10.0
上ノ池	東浦町大字緒川字西地獄 4-1	6.6
雁狭間池	東浦町大字緒川字雁狭間 1-1	14.0
新左田池	東浦町大字緒川字新左田 2-1	20.3
下三ツ池	東浦町大字石浜字丁田 20-2	10.0
上三ツ池	東浦町大字石浜字三ツ池 1	12.0
菰蓋池	東浦町大字石浜字菰蓋 86-1	16.3

6 防災重点ため池

決壊した場合に人家や公共施設などに甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池

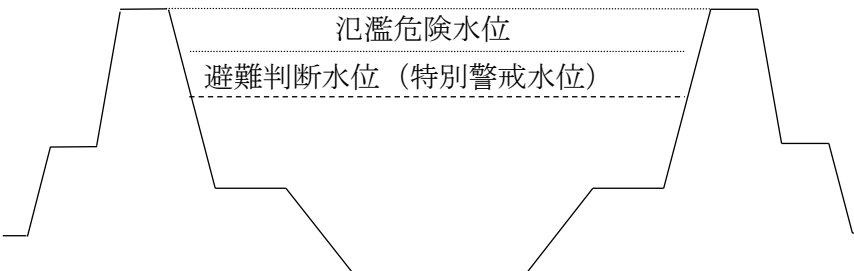
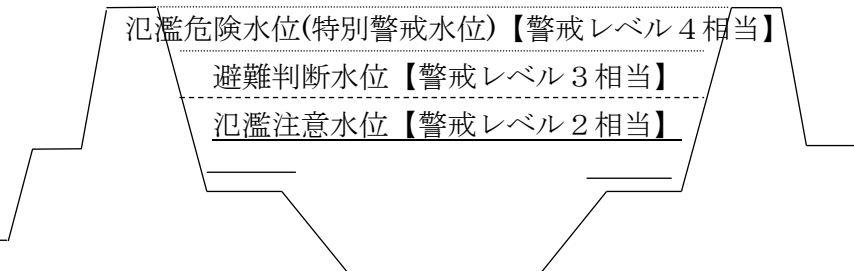
池 名	所 在 地	貯 水 量 千m ³
大池	東浦町大字森岡字飯喰場 100-1	28.7
杉之内池	東浦町大字森岡字杉ノ内 15-1	<u>7.5</u>
上申ヶ池	東浦町大字森岡字下申間 10-1	15.2
下申ヶ池	東浦町大字森岡字下申間 11-1	14.0
二ツ池	東浦町大字森岡字二ツ池 37	5.8
馬池	東浦町大字緒川字実盛山 45-1	<u>13.1</u>
緒川新池	東浦町大字緒川字大草 34	64.4
下鰻池	東浦町大字緒川字鰻池 1-1	17.3
明覚池	東浦町大字緒川字鈴栗 1 区 2	47.8
明治池	東浦町大字緒川字明治 111-1	18.3
本坪池	東浦町大字緒川字東本坪 1-1	10.0
上ノ池	東浦町大字緒川字西地獄 4-1	6.6
雁狭間池	東浦町大字緒川字雁狭間 1-1	14.0
新左田池	東浦町大字緒川字新左田 2-1	20.3
下三ツ池	東浦町大字石浜字丁田 20-2	10.0
上三ツ池	東浦町大字石浜字三ツ池 1	12.0
菰蓋池	東浦町大字石浜字菰蓋 86-1	16.3

(略)	田之助池	東浦町大字石浜字田之助 1-1	5.6
	黒鳥池	東浦町大字石浜字平鳥 118	10.0
	藤仙坊池	東浦町大字石浜字藤仙坊 2-1	20.4
	午池	東浦町大字石浜字午池 7-1	16.0
	泉ヶ池	東浦町大字生路字狭間 98-1	<u>11.0</u>
	新々池	東浦町大字藤江字奥蔵 25	<u>25.0</u>
	黒根池	東浦町大字藤江字西黒根 29	110.0
	<u>立合池 5 号</u>	東浦町大字緒川字立合池 39	<u>0.3</u>
	資料：農業振興課		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		

田之助池	東浦町大字石浜字田之助 1-1	5.6
黒鳥池	東浦町大字石浜字平鳥 118	10.0
藤仙坊池	東浦町大字石浜字藤仙坊 2-1	20.4
午池	東浦町大字石浜字午池 7-1	16.0
泉ヶ池	東浦町大字生路字狭間 98-1	<u>12.0</u>
新々池	東浦町大字藤江字奥蔵 25	<u>35.0</u>
黒根池	東浦町大字藤江字西黒根 29	110.0
<u>上藤仙坊池</u>	<u>東浦町大字緒川字立合池 39</u>	<u>1.1</u>
<u>下蛭藻池</u>	<u>東浦町大字緒川字蛭藻池 26-1</u>	<u>12.0</u>
<u>飛山池</u>	<u>東浦町大字石浜字飛山池上 1-1</u>	<u>43.0</u>
<u>北赤坂池</u>	<u>東浦町大字緒川字北赤坂 4</u>	<u>1.3</u>
<u>切池</u>	<u>東浦町大字生路字弁財 123-2</u>	<u>8.0</u>
資料：農業振興課		
(略)		

9 ポンプ場					9 ポンプ場				
河川海岸名	名称	所在地	構造	管理者	河川海岸名	名称	所在地	構造	管理者
東浦海岸	藤江ポンプ場	東浦町大字 藤江字亥子 新田	φ 900mm × 150KW 3 台 φ 700mm × 90KW 1 台	町	東浦海岸	藤江ポンプ場	東浦町大字 藤江字亥子 新田	φ 900mm × 150KW 3 台 φ 700mm × 90KW 1 台	町
五ヶ村川	緒川ポンプ場	東浦町大字 緒川字旭	φ 1,200mm × 280KW 2 台	町	五ヶ村川	緒川ポンプ場	東浦町大字 緒川字旭	φ 1,200mm × 280KW 2 台	町
石ヶ瀬川	森岡ポンプ場	東浦町大字 森岡字栄 北	φ 700mm × 97KW 1 台 φ 700mm × 101KW 2 台	町	石ヶ瀬川	森岡ポンプ場	東浦町大字 森岡字栄 北	φ 700mm × 97KW 1 台 φ 700mm × 101KW 3 台	町
資料：土木課					資料：上下水道課				
10. 11. 12. 13. 14. 15 様式中 平成					10. 11. 12. 13. 14. 15 様式中 令和				

15 水位情報等発表文例 ____級____川水系____川 避難判断水位(特別警戒水位)到達情報 平成____年____月____日____時____分 愛知県____建設事務所 【主文】 ____川は、____時____分に、観測所で、避難判断水位(特別警戒水位)____.____mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。 (注) 本書は水防法第13条第2項の規定に基づき、避難判断水位(特別警戒水位)に達した旨を、愛知県知事(愛知県____建設事務所長)から水防管理団体(町)及び関係機関に対して通知するものです。 【参考】 ____川____観測所(____市____町 ____岸 __k ____付近) 堤 防 高 _____.____m 氾濫危険水位 _____.____m (*洪水により氾濫の起きるおそれがある水位)	15 水位情報等発表文例 ____級____川水系____川 避難判断水位到達情報 令和____年____月____日____時____分 愛知県____建設事務所 【主文】 【警戒レベル3相当情報[洪水]】____川は、____時____分に、観測所で、避難判断水位____.____mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。 (注) 本書は「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について(平成31年3月29日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に達した旨を、愛知県知事(愛知県____建設事務所長)から水防管理団体(町)及び関係機関に対して通知するものです。 【参考】 ____川____観測所(____市____町 ____岸 __k ____付近) 堤 防 高 _____.____m 氾濫危険水位 _____.____m (洪水特別警戒水位)____.____m (*洪水により氾濫の起きるおそれがある水位)
---	---

避難判断水位 (特別警戒水位) . m (※洪水による災害の発生を 特に警戒すべき水位) (避難勧告・指示 の目安となる水位) (河川の水位イメージ)  (問い合わせ先) 〇〇建設事務所 維持管理課 電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇 〇〇	避難判断水位 . m (※洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位) (避難勧告・指示の 目安となる水位) (河川の水位イメージ) <u>氾濫発生【警戒レベル5相当】</u> 堤防高  (問い合わせ先) 愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話：〇〇〇－〇〇〇－ 〇〇〇〇
---	--

16 樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領 樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領 第1 (目的) この要領は、知事が管理する樋門、水門（以下「樋門等」という。）及び防潮扉、角落し（以下「防潮扉等」という。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。 第2 (定義等) この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める基準による。 (1) 樋 門 堤体内に暗きよを挿入して設けられるもので、その径間または内径（以下「径間」という）が概ね1メートル以上のもの。 (2) 水 門 堤防を分断して設けられるもの。 (3) 防 潮 扉 堤防開口部に設けられるもので、人、車の通路用として扉を設けたもの。 (4) 角 落 し 堤防開口部に設けられるもので、差込板を落とし込むことにより締め切るもの。 第3 (操作) 樋門等の操作については別添2の「樋門等の操作委託契約書」により、防潮扉等の操作については別添3の「防潮扉等の操作委託契約書」により、それぞれ地元市町村長に委託するものとする。 なお、樋門等と防潮扉等をひとつの契約書により委託する場合は、別添4の「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」（樋門等と防	16 水門、樋門及び陸閘の管理要領 水門、樋門及び陸閘の管理要領 第1 (目的) この要領は、知事が管理する沿岸部の水門、樋門及び陸閘（ただし、別に管理方法を定めている施設を除く。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。 第2 (対象施設) この要領における対象施設は次の各号の施設とする。 (1) 水門 (2) 樋門（樋管を含む） (3) 陸閘（角落しを含む） 第3 (操作) 水門、樋門及び陸閘の操作については、別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」によるものとし、原則として地元市町村長に委託するものとする。 第4 (委託に要する費用) 水門及び樋門の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、陸閘については無償とする。 第5 (定期検査及び維持修繕) 水門、樋門及び陸閘の定期検査及び維持修繕は、知事が行うものとする。 第6 (通知の廃止)
---	--

<u>潮扉等を併せた場合)により、地元市町村長に委託するものとする。</u> <u>第4 (委託に要する費用)</u> <u>樋門等の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、防潮扉等については無償とする。</u> <u>第5 (定期検査及び維持修繕)</u> <u>樋門、水門、防潮扉及び角落しの定期検査及び維持修繕は、管理者(県)が行うものとする。</u> <u>第6 (準用規定)</u> <u>第2に定める施設以外の施設(第2(1)に掲げる規模未満のもの(樋管)等)であって、周囲の地形地勢から判断して、小規模な施設ではあるが、水防等の範囲で処理できないもの等で特に操作を必要とするものについては、前各項に準じて行うものとする。</u> <u>第7 (通知の廃止)</u> <u>昭和43年6月1日付け43河第52号「樋門、水門及び陸閘の管理要領について(通知)」は廃止する。</u> <u>第8 (施行期日)</u> <u>この要領は、平成23年4月1日から施行する。</u> <u>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</u>	<u>平成23年4月1日付け「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領について(通知)」は廃止する。</u> <u>第8 (施行期日)</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>なお、この要領の施行の日以後、改訂後の要領及び別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」に基づく操作委託契約がなされるまでの間においては、改訂前の要領によるものとみなす。</u>
--	---

17 樋門等の操作委託契約書

樋門等の操作委託契約書

委託者愛知県知事（以下「甲」という。）と受託者東浦町長（以下「乙」という。）は、樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門等について、その操作を乙に委託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

一部改正〔平成24年24知建第507号〕

（委託料）

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

（連絡体制等の届出）

第4条 乙は、樋門等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に

17 水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書

水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書

委託者愛知県知事（以下「甲」という。）と受託者東浦町長（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、津波、高潮等災害時において、背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災を図るため、第2条に定める施設を対象に、甲及び乙が実施すべき開閉操作等について定めたものである。

（対象とする施設）

第2条 本契約における操作施設は、別表 対象施設一覧表に記載の施設のうち施設管理者が知多建設事務所のものとする。

（委託業務）

第3条 甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

一 津波、高潮等の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務

二 平常時における操作施設の点検・訓練にかかる業務

（委託業務の実施）

第4条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなけれ

<u>届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。</u> <u>(施設の点検)</u> <u>第5条 甲及び乙は、樋門等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年6月から10月までの間は月1回以上の点検（作動確認）を行うものとする。</u> <u>(操作報告)</u> <u>第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。</u> <u>2 乙は樋門等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。</u> <u>3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。</u> <u>4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。</u> <u>(契約期間)</u> <u>第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。</u> <u>ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。</u> <u>(廃止事項)</u> <u>第8条 昭和52年4月1日付けで取り交わした「ひ門等の操作委託</u>	<u>ばならない。</u> <u>2 委託業務は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」及び「水門、樋門及び陸閘の運用規程」（以下「操作規則等」という。）に基づき実施する。</u> <u>3 操作規則等に定めのない事項については、本契約に基づき実施する。</u> <u>(委託料)</u> <u>第5条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。</u> <u>(操作施設の操作)</u> <u>第6条 乙は、操作規則等に定められた基準に従い、操作施設の操作を行うものとする。</u> <u>ただし、第10条の規定に従い退避するなど、操作員の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項に関わらず、甲は、操作施設の操作に必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。</u> <u>3 乙は、運用規程第4条第2項各号及び同条第4項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、警報等を注意報に読み替えるものとする。</u> <u>一 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に高潮の記載がある施設について、高潮注意報が発令された場合</u> <u>二 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に津波の記載がある施設について、津波注意報が発令された場合</u> <u>4 乙は、操作員の安全確保のためやむを得ない場合を除き、操作完了後速やかに甲に対し、様式1 異常気象時における樋門等操作報告書に</u>	
---	---	--

<u>契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。</u> <u>(雑則)</u> <u>第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の</u> <u>必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。</u> <u>この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。</u> <u>平成23年4月1日</u> 甲 委託者 愛知県知事 乙 受託者 東浦町長	<u>より報告するものとする。また、水防活動等で支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。</u> <u>(施設の点検)</u> <u>第7条 甲及び乙は、操作施設の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期（6月から10月）前までに、甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上、点検（作動確認、目視点検等）を行うものとする。この点検期間は出水期を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。</u> <u>2 乙は、前項の操作を行ったときは、操作内容を様式2樋門等操作報告書により、操作後速やかに甲に報告するものとする。</u> <u>3 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。</u> <u>4 乙は第1項の点検結果を記録し、甲乙両者がそれぞれ適切に保管するものとする。</u> <u>(定期検査及び維持修繕)</u> <u>第8条 操作施設の定期検査及び維持修繕は、甲が行うものとする。</u> <u>2 甲は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。</u> <u>(連絡体制等の届出)</u> <u>第9条 乙は、対象施設の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容（以下、「連絡体制等」という。）を定めるものとし、様式3連絡体制等届出書により、契約締結後速やかに甲に届</u>
---	--

		<u>け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。</u> <u>(操作員の安全確保)</u> <u>第10条 甲及び乙は、施設操作に際して、操作員の安全を確保する。</u> <u>2 乙は、操作規則等及び第9条で定めた連絡体制等に基づき、操作員の安全を確保した上で、施設の操作等に従事させなければならない。</u> <u>3 乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、操作員に施設の操作等は行わず、速やかに安全な場所へ退避させるものとする。</u> <u>4 甲は、閉鎖指示をした後であっても、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示する。</u> <u>5 乙は、第3項及び前項に基づき操作員を避難させたときは、様式4避難完了報告書により、速やかに甲に報告するものとする。</u> <u>(損害賠償責任)</u> <u>第11条 甲は、乙が本契約書及び操作規則等に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。</u> <u>2 甲は、乙が第6条の規定に基づき、操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。</u> <u>3 ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。</u>	
--	--	---	--

		<u>(訓練の実施)</u> <u>第12条 乙は、操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。</u> <u>2 前項の訓練は、第9条で届出のあった連絡体制等に基づき、現場にて施設の操作を行うとされている操作員が参加したものでなければならない。</u> <u>3 乙は、具体的な訓練の実施計画を定めた場合は、様式5 訓練実施計画書により甲へ報告するものとする。</u> <u>4 乙は、訓練実施結果について、様式6 訓練実施結果報告書により甲へ報告するものとする。</u> <u>(調査等)</u> <u>第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、</u> <u>若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。</u> <u>(契約期間)</u> <u>第14条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。</u> <u>(定めのない事項の処理)</u> <u>第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。</u> <u>(廃止事項)</u>	
--	--	--	--

第16条 平成23年4月1日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」、「防潮扉等の操作委託契約書」、「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」は、平成31年3月31日をもって廃止する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年4月1日

甲 委託者 愛知県知事

大村秀章

乙 受託者 東浦町長

神谷明彦

18 樋門等の操作規程

樋門等の操作規程

樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり樋門等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御するとともに、洪水の疎通を調節し、災害の発生を防止するものとする。

一部改正〔平成24年24知建第507号〕

（操作方法）

第1条 樋門等の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開門しておくものとする。

（1）台風による高潮による津波等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。

（2）操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

一部改正〔平成24年24知建第507号〕

（操作体制）

第2条 樋門等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号に定めるところによる。

（1）手動式のものにあっては、樋門等毎に操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。

（2）動力式のものにあっては、操作員1名及び操作員を補助する者2名以上。

（操作の順序）

18 水門、樋門及び陸閘の操作規則

水門、樋門及び陸閘の操作規則

（定義）

第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

（目的）

第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

（陸閘の閉鎖状態の確保）

第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

（操作の態勢）

第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設

<u>第3条 樋門等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。</u> <u>（異常気象時の操作体制及び操作方法）</u> <u>第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時においては気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</u> <u>（1）当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>（2）当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>（3）高潮時においては、現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して、閉門操作を行うものとする。</u> <u>また、東海地震注意情報が発表された場合においては樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して、東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合においては原則全施設に対して、それぞれ閉門操作を行うものとする。</u> <u>（4）前号の場合において、降雨時等における閉門操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。</u> <u>2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を維持する。</u> <u>3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、</u>	<u>を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。</u> <u>一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。</u> <u>二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。</u> <u>三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。</u> <u>四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</u> <u>2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。</u> <u>一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。</u> <u>二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。</u> <u>三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。</u> <u>四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。</u> <u>3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。</u> <u>4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。</u> <u>5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。</u> <u>（操作の方法）</u> <u>第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。</u> <u>2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。</u>
---	--

<u>自己の判断により第1項各号に準じて操作することができるものとする。</u> <u>4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなつたと判断されたときは、安全を確認した上で開門し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u> <u>一部改正〔平成24年24知建第507号〕</u> <u>（船舶運航の禁止）</u> <u>第5条 異常気象時における閉門中は、原則として、いかなる船舶の運航も認めないものとする。</u> <u>（点検整備）</u> <u>第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。</u> <u>（雑則）</u> <u>第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。</u>	<u>3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。</u> <u>一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。</u> <u>二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。</u> <u>三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。</u> <u>四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。</u> <u>五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。</u> <u>4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u> <u>（操作に従事する者の安全の確保）</u> <u>第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。</u> <u>一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。</u> <u>二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。</u>
--	--

		<u>2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。</u> <u>3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。</u> <u>4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。</u> <u>5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u> <u>6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。</u> <u>(施設の操作の訓練)</u> <u>第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。</u> <u>2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。</u> <u>3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)</u> <u>第八条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を</u>	
--	--	---	--

実施するものとし、点検内容については別に定める。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第十条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

1 この操作規則は、平成31年4月1日より施行する。

19 津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程 <u>津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程</u> <u>追加〔平成 24 年 24 知建第 507 号〕</u> <u>（目的）</u> 第 1 条 <u>地震発生により津波注意報、津波警報（津波、大津波）（以下「津波注意報等」という。）の</u> <u>発表及びそれに伴う津波水防警報が発表されたとき、津波到達が予想される樋門・水門・防潮扉及</u> <u>び角落し等（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、次のとおり樋門等の操作方法を</u> <u>定め、操作員等の安全を確保しながら津波による海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。</u> <u>なお、津波水防警報が発表されないときであっても、津波注意報等が発表されたときには操作員</u> <u>等は本規程に基づいて操作を行うものとする。</u> <u>（津波到達想定市町村）</u> 第 2 条 <u>津波到達想定市町村は次の市町村とする。</u> <u>（1）愛知県外海</u> <u>豊橋市、田原市</u> <u>（2）伊勢湾、三河湾</u> <u>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛</u>	19 水門、樋門及び陸閘の運用規程 <u>水門、樋門及び陸閘の運用規程</u> <u>（目的）</u> 第 1 条 <u>この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」（以下「操作規則」という。）に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。</u> <u>（対象施設）</u> 第 2 条 <u>本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。</u> <u>2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。</u> <u>（操作に従事する者の構成）</u> 第 3 条 <u>水門及び樋門（以下「水門等」という。）の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに 2 名以上とする。</u> <u>2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに 2 名以上とする。</u> <u>（津波発生時又は高潮時の操作方法）</u> 第 4 条 <u>水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。</u> <u>2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もし</u>
---	---

島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 <u>(3)その他津波が河川遡上する可能性がある市町村（前二項と重複する市町村を除く。）</u> <u>一宮市、津島市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町</u> <u>(津波注意報等発令時の操作体制及び操作方法)</u> <u>第3条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）</u> <u>は、津波発生時においては気象情報等の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 当該地区に愛知県から津波水防警報が発表された場合は、操作員等は水防管理団体からの指示に従い参集し、気象庁からの津波に関する情報の発表区分に従い、次のとおり操作等を行うものとする。</u> <u>津波注意報：津波情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>津波警報（津波・大津波）：原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>(2) 前号の場合において、各施設の施設高（敷高）、交通の状況及び若しくは津波の到達予想時間を考慮して、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉鎖操作を行うものとする。</u> <u>(3) 降雨時及び長時間の樋門等の閉鎖等における開門等操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。</u> <u>2 地震発生により津波注意報等が発令された場合の操作判断基準を次のとおりあらかじめ定めておくものとする。</u>	<u>くは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。</u> <u>一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。</u> <u>二 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。</u> <u>三 高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。</u> <u>四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。</u> <u>3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。</u> <u>4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。</u> <u>一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。</u> <u>二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。</u> <u>(津波発生時の退避開始時刻)</u> <u>第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別</u>
--	---

(1) <u>閉鎖する樋門等の順序を決定し、別紙1「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」を作成し、操作を行うものとする。</u> <u>なお、すでに運用規程等により操作順序が定められている場合は、「樋門・水門・防潮扉等 津波時操作順位表」の作成を省略できるものとする。</u> (2) <u>順序を決定するにあたり、考慮する条件は次のとおりとする。</u> (ア) <u>操作員の体制、各施設の地理的状況、閉鎖に要する時間</u> (イ) <u>背後地等の状況</u> (ウ) <u>施設高（敷高）と想定津波高、地震による地盤沈降量の関係</u> <u>（愛知県防災会議地震部会愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書のデータを参考とする）</u> (エ) <u>その他個別要因等</u> (3) <u>地震発生場所及び発令される注意報等による操作員の操作判断基準及び行動内容は次による。</u> (ア) <u>地震発生場所が近地（震源地が国内であるときまたは津波到達予想時刻が概ね3時間以内であるとき）の場合</u> <u>津波注意報発令時 操作規定に従い操作を行う</u> <u>津波警報（津波）発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。</u> <u>ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。</u> <u>津波警報（大津波）発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。</u>	<u>表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによ</u> <u>ることもできるものとする。</u> <u>（算出方法）</u> <u>・[退避開始時刻]=[津波到達予想時刻]-[退避時間]-[余裕時間]</u> <u>（報告）</u> 第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。 2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。 二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この
--	---

<u>ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。</u> (イ)<u>地震発生場所が遠地（近地以外）の場合</u> <u>原則として操作を行うこととする</u> (ウ)<u>操作員は津波水防警報、各市町村の災害対策本部等の判断及び津波に関する最新情報に留意し、常に自らの安全確保を考慮して行動すること。</u> 3 <u>操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断により前二項に準じて操作することができるものとする。</u> 4 <u>津波注意報等発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉鎖を維持する。</u> 5 <u>市町村災害対策本部等は、津波水防警報が解除されたときは、現地の状況及び気象情報等を考慮し、津波による危険がなくなつたと判断されるなど、安全を確認した上で開門等を行い、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u> <u>（操作員の避難）</u> 第4条 <u>操作員等の危険が予想される場合は、操作前または操作の途中でも避難を優先することができるものとする。</u> (1) <u>地震の震源地が近く、樋門等の操作に必要な時間より津波到達が早いと判断される場合は避難を優先することができるものとする。なお、樋門等の操作に必要な時間は、移動・操作・避難・猶予時間を考慮した時間とする。</u>	<u>限りではない。</u> <u>（施設の操作の訓練）</u> 第7条 <u>操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものであるかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。</u> 2 <u>知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。</u> 3 <u>第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。</u> <u>（施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検）</u> 第8条 <u>操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。</u> 一 <u>定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検</u> 二 <u>点検の頻度</u> 三 <u>点検の記録、保管</u> <u>（操作員に対する補償）</u> 第9条 <u>操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に参加すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。</u> <u>（雑則）</u>
---	--

	(2) <u>避難を優先する場合でも操作員がいる場所から近隣、または比較的迅速に操作できると判断される樋門等については、できる限り操作に努めるものとする。</u> <u>(車両等の通行及び船舶等の運行の禁止)</u> <u>第5条 津波注意報等発表時における樋門・水門・防潮扉等の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。</u> <u>(点検整備)</u> <u>第6条 操作員等は、操作完了後は、次の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。</u> <u>(雑則)</u> <u>第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。</u>	<u>第10条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。</u> <u>附 則</u> <u>1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	
--	---	---	--

--	--	--	--

